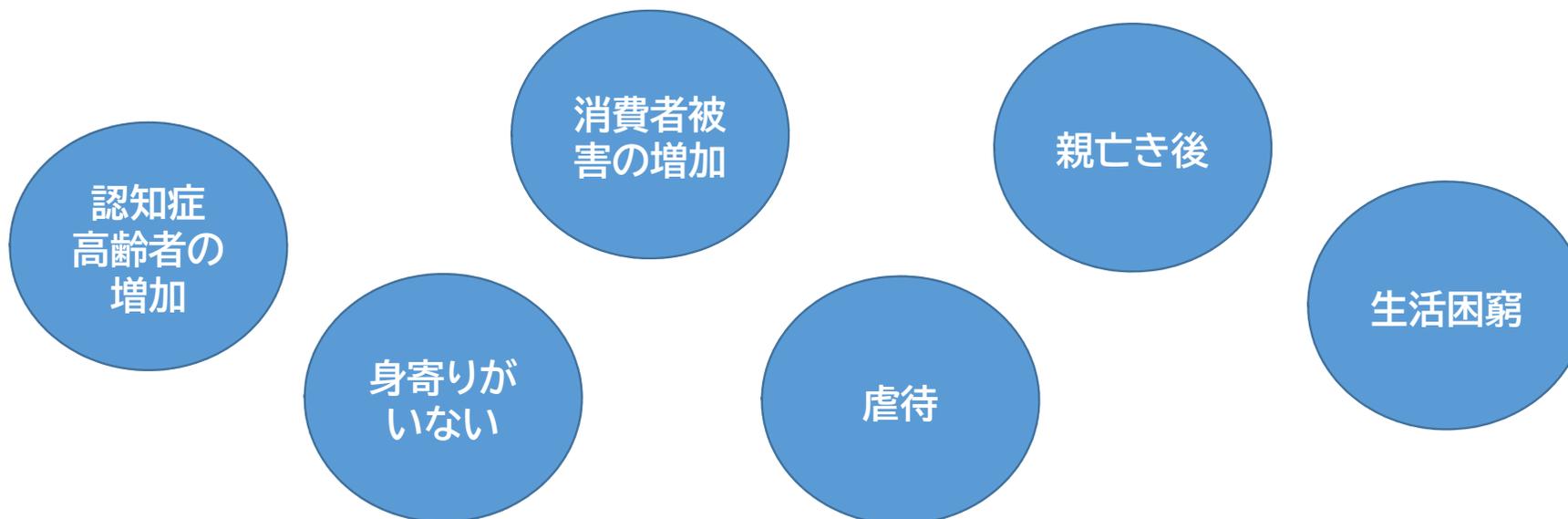


船橋市成年後見制度利用促進基本計画 (素案)の概要

令和 3 年 12 月

◆なぜ「成年後見制度利用促進基本計画」の策定が必要なのか



さまざまな社会背景により権利擁護の重要性が高まっています。認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な人達に対して、生活や権利を守る仕組みづくりが必要とされています。

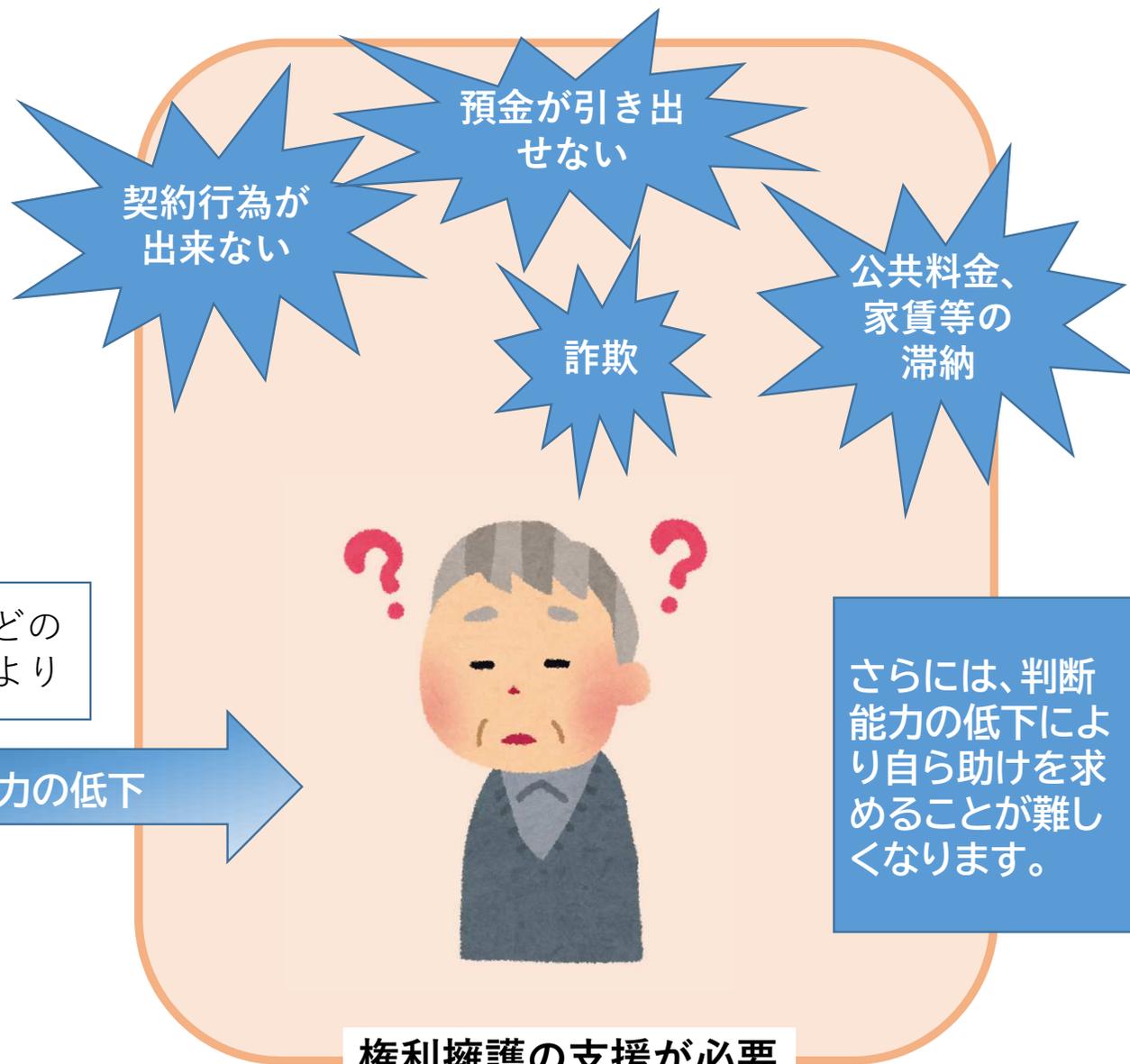
例. 高齢者の場合のイメージ

これまで自分で出来ていたが・・・



病気などの理由により

判断能力の低下



権利擁護支援

認知症、知的障害、精神障害など判断能力が十分でない人たちの生活・権利を守るために自ら主張できるように支援すること。

成年後見制度

認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない人の権利を守り、生活を支援し財産を法律的に保護する制度。



「船橋市成年後見制度利用促進基本計画」は権利擁護支援のための仕組みづくり、適正な成年後見制度利用促進のための仕組みづくりを図るための計画です。

※成年後見制度は権利擁護支援の選択肢のひとつであり、成年後見制度利用促進だけをもって権利擁護支援が図られるものではありません。

体制を整えることにより…

元気なうちに判断能力の低下に備えた準備



病気などの理由により

判断能力の低下

トラブルを未然に防止。または問題が悪化する前に発見。

未然に防ぐ

預金が引き出せない

契約行為が出来ない

詐欺

公共料金、家賃等の滞納

権利侵害からの救済



判断能力が低下しても自分らしく生活を送るための支援。

権利擁護支援の介入

計画策定の位置づけ

国の動き

「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(平成28年5月施行)

「成年後見制度利用促進基本計画」(平成29年3月閣議決定)

「船橋市成年後見制度利用促進基本計画」は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条に基づく市町村が定める基本的な計画です。

同法第14条では、市町村は国が定める基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされています。

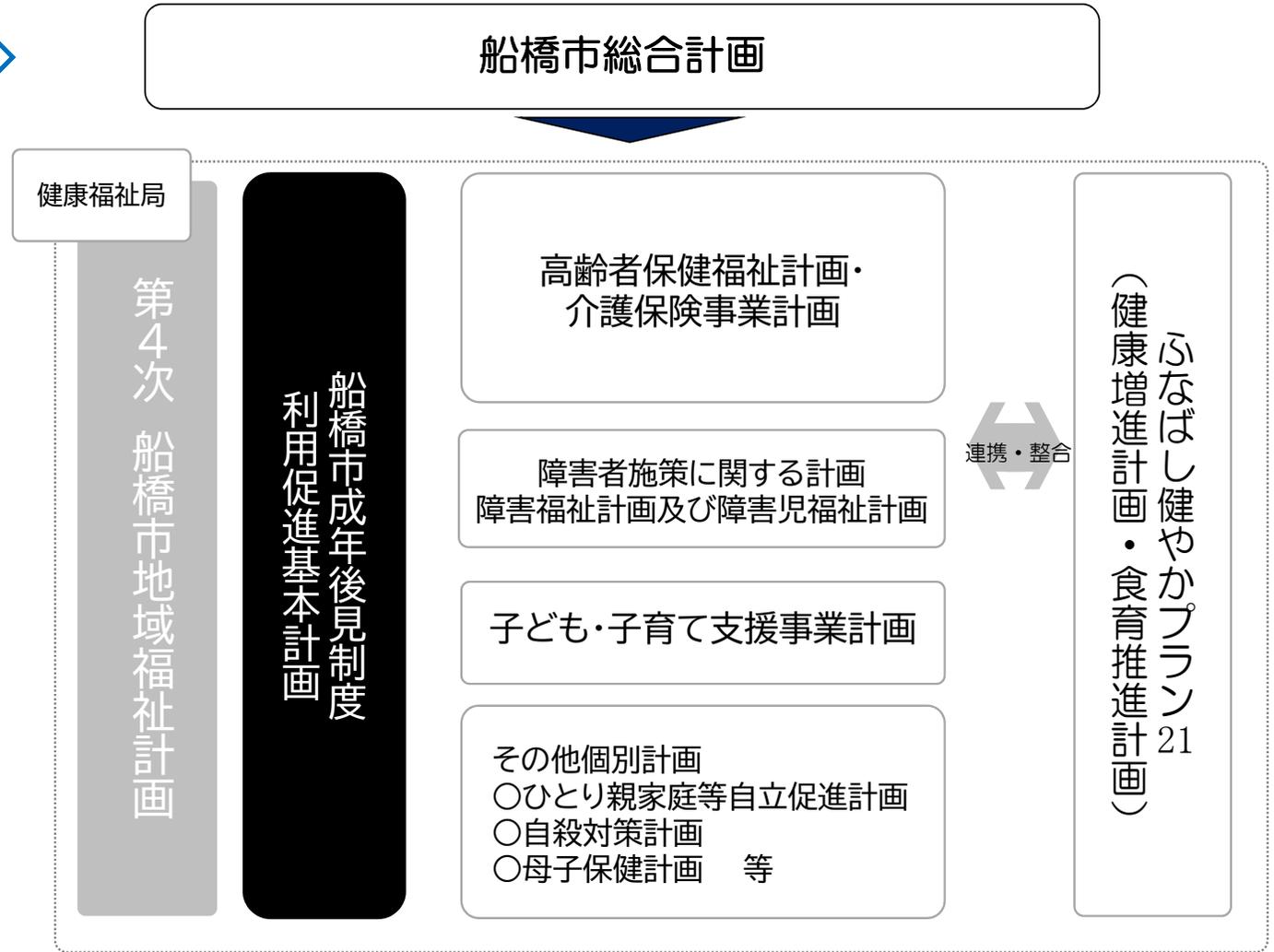
計画期間

・市の計画体系における位置づけ

計画期間

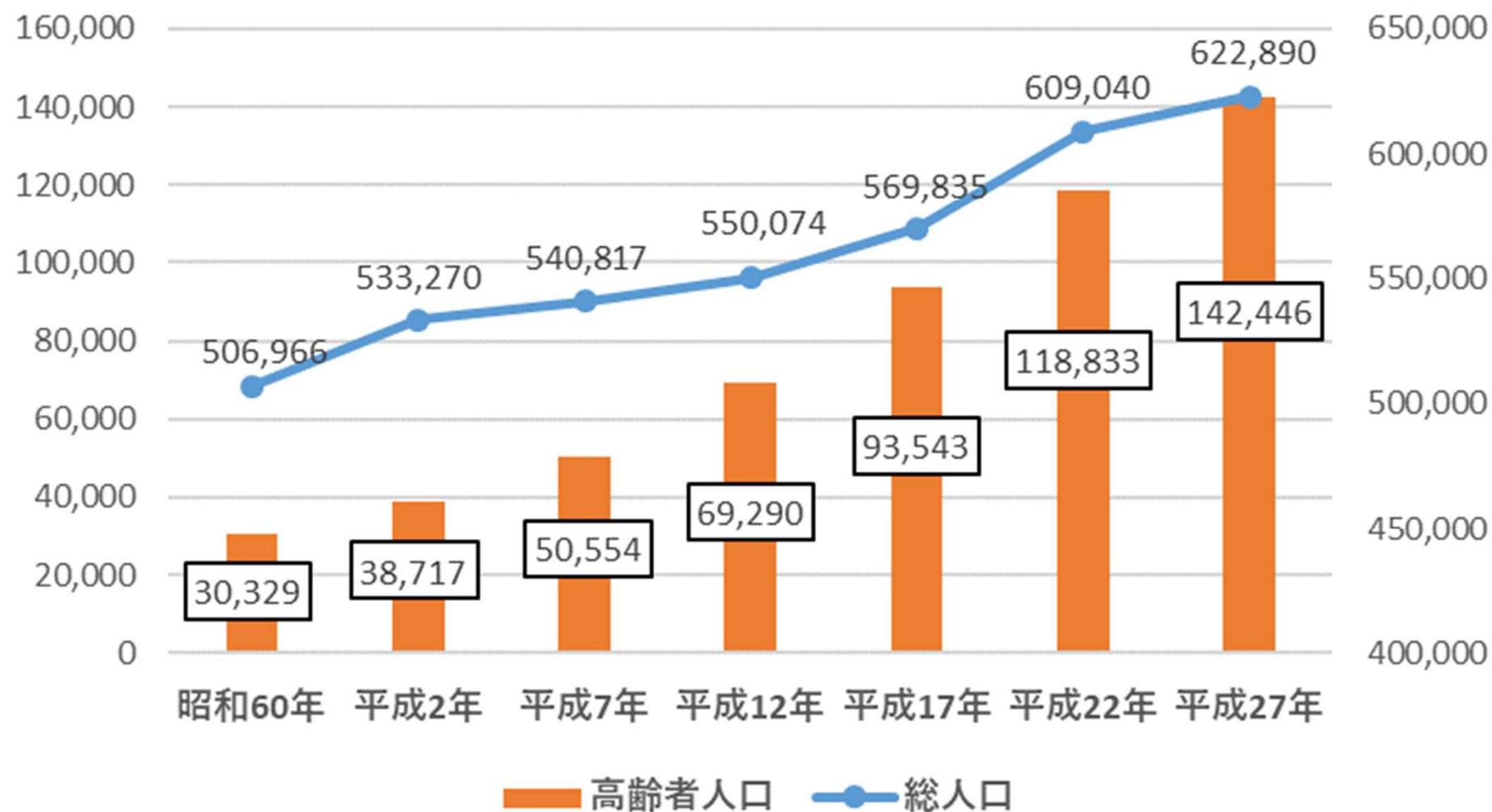
令和4年度(2022年度)
～令和8年度(2026年度)

市の計画体系における位置づけ

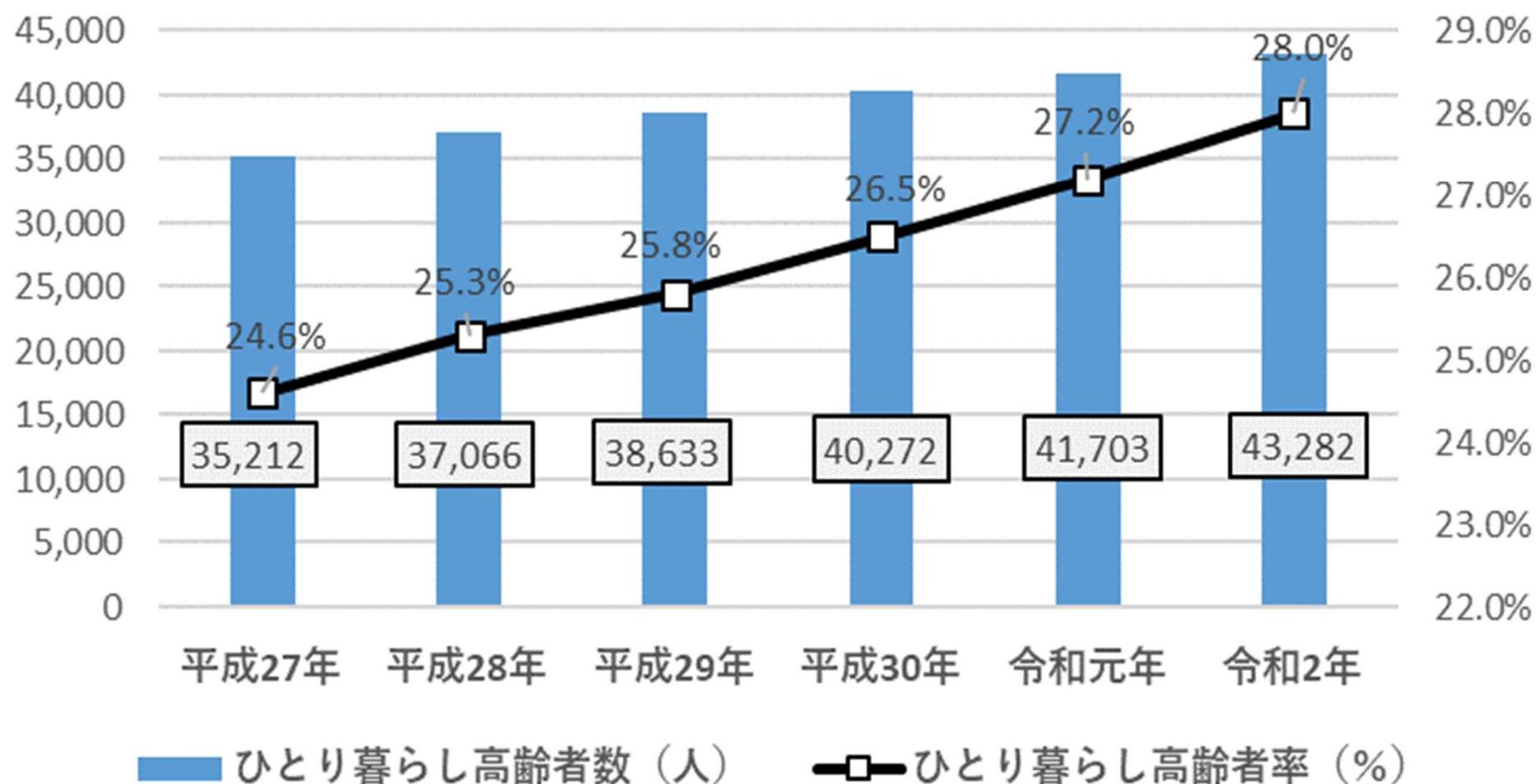


船橋市の状況について

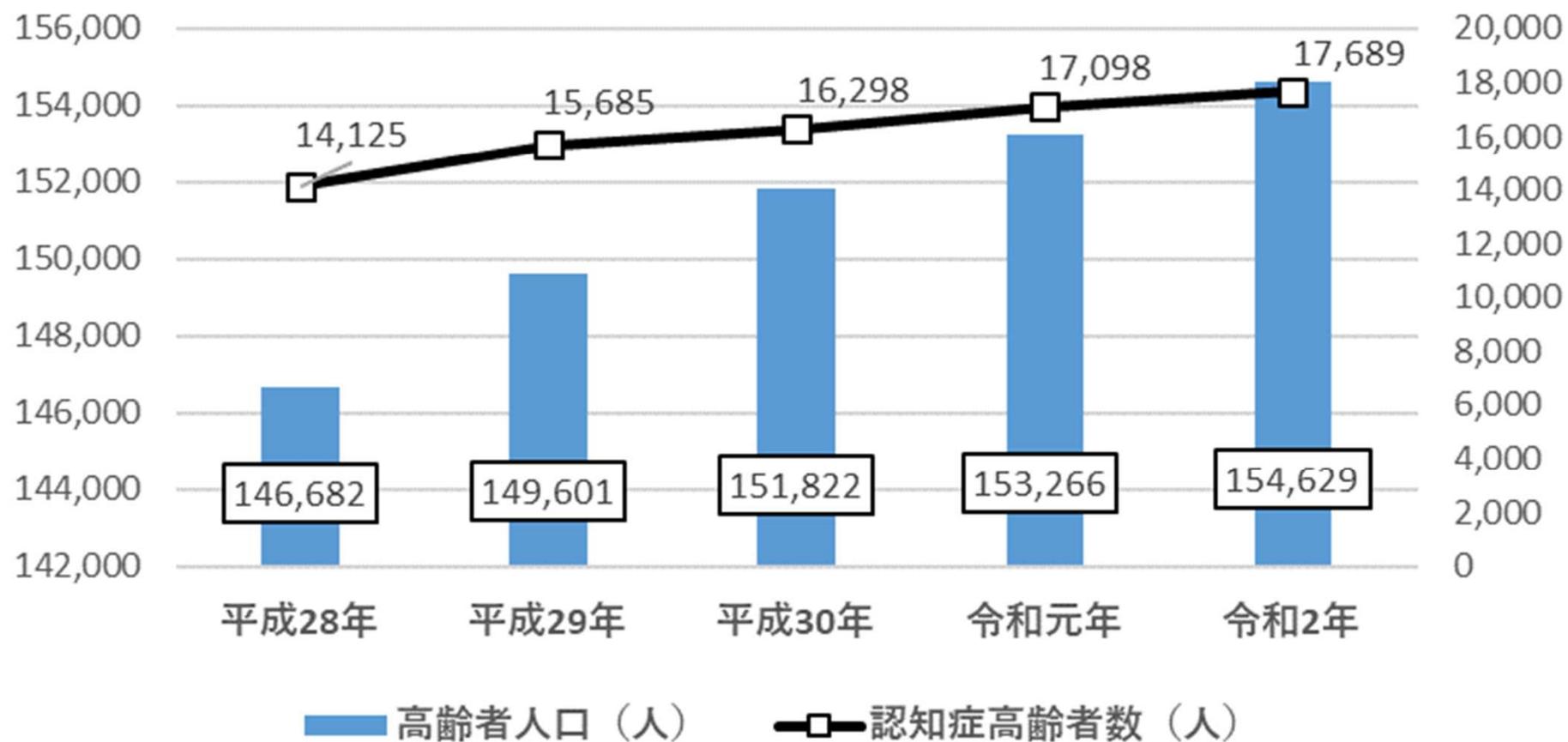
総人口と高齢者人口の推移



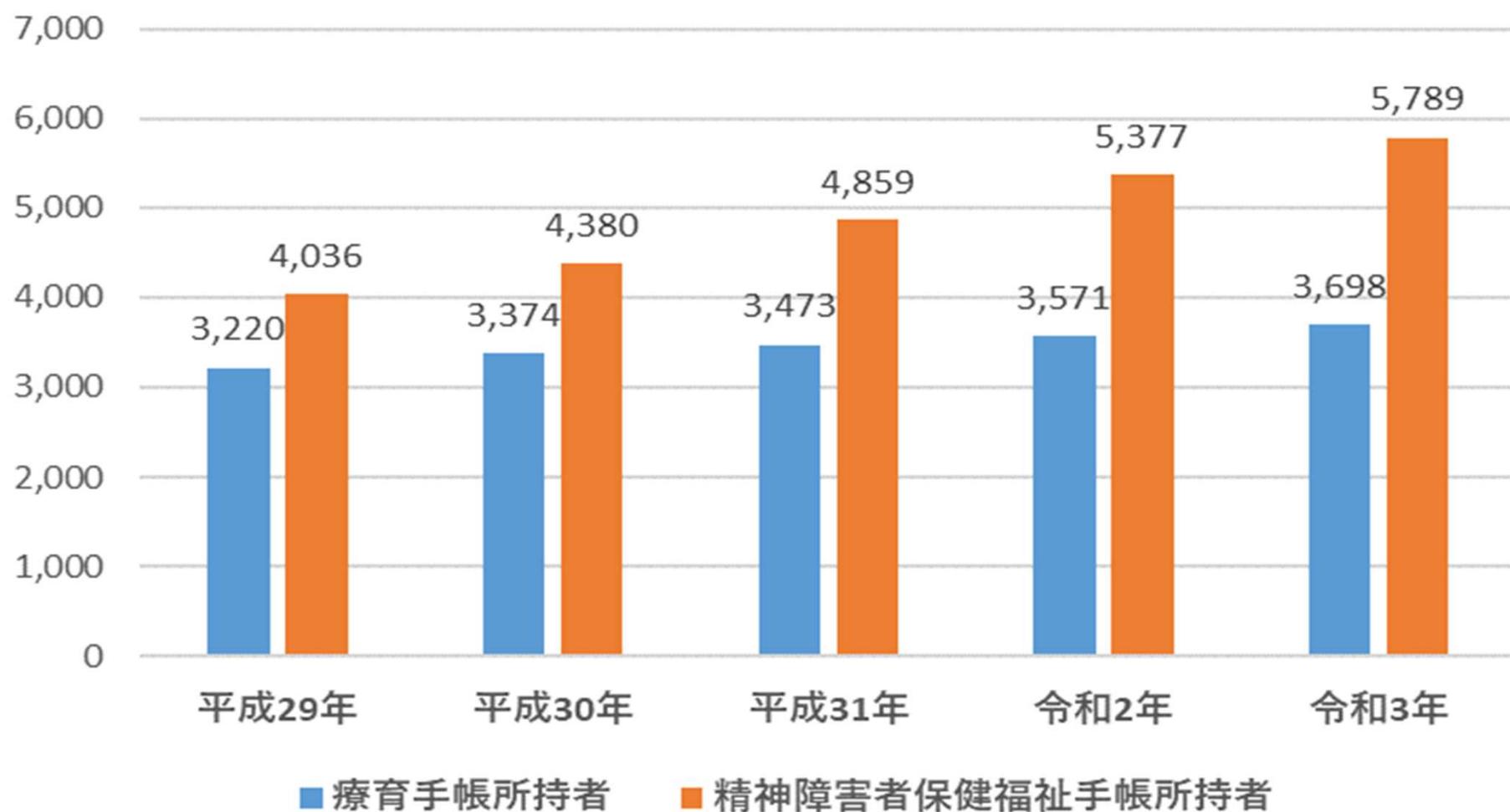
ひとり暮らし高齢者数・ひとり暮らし高齢者率の推移



高齢者人口と認知症高齢者数



療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者の推移



船橋市の現状

- 認知症高齢者 約18,000人
- 知的障害者、精神障害者 約9,500人

約27,000人以上の人が、権利擁護支援を必要とする予備軍とも言えます(既に支援を受けている人もいます)。また、そのことに加え、ひとり暮らし高齢者の社会的孤立や消費者被害、虐待、生活困窮等、さまざまな要因が折り重なり、より深刻な権利侵害に繋がる可能性もあります。



権利擁護におけるセーフティーネットの確立が急務

船橋市の5つの課題

- 権利擁護の考え方や制度が十分に知られていない
- 制度が利用しづらく、制度を利用する本人がメリットを感じにくいことで、制度の利用につながらない
- 必要な時期、必要な人に、必要な権利擁護支援が行き届いていない
- 様々な課題に対応する支援ネットワークが確立されていない
- 権利擁護に特化し、より専門的な相談に対応できる機関がない

船橋市の基本方針

目指す「ふなばし」の姿(計画の基本理念)

みんなでつくる支援の輪。自分らしく暮らせるまち、船橋。

計画の基本目標

- ・必要な人に必要な権利擁護支援が行き届く仕組みづくり
- ・地域における権利擁護支援体制を構築する仕組みづくり

取り組みの体系

基本方針	施策	具体的な取り組み
<p>1. 市民が安心して、制度を円滑に利用できる体制の整備</p>	<p>成年後見制度の周知と利用しやすさの向上</p> <p>幅広い権利擁護支援における事業の展開</p>	<p>広報・啓発活動の推進</p> <p>相談支援体制の整備</p> <p>親族後見人の普及や後見人支援の推進</p> <p>意思決定支援や身上保護を重視した運用</p> <p>権利擁護における自己選択や、共助の取り組みの推進</p> <p>日常生活自立支援事業の利用推進</p> <p>身寄りのいない人への支援</p>
<p>2. 権利擁護の包括的な相談支援体制と地域連携ネットワークの構築</p>	<p>地域連携ネットワークの構築</p>	<p>支援が必要な人の早期発見と連携体制の整備</p> <p>本人を取り巻く支援チームの支援体制の整備</p>
<p>3. 中核機関の設置と環境整備</p>	<p>中核機関の設置・運営</p> <p>権利擁護における人材育成と地域資源の整備</p>	<p>権利擁護支援における中核となる機関の設置</p> <p>権利擁護支援に携わる人材の育成</p> <p>法人後見の普及、育成、支援</p>

基本方針1. 市民が安心して、制度を円滑に利用できる体制の整備

【施策1】 成年後見制度の周知と利用しやすさの向上

成年後見制度について正しい知識を市民や支援者が持ち、本当に制度が必要な人に適正に利用してもらうため、制度の周知や相談支援体制の構築を行っていきます。

- (1) 広報・啓発活動の推進
- (2) 相談支援体制の整備
- (3) 親族後見人の普及や後見人支援の推進
- (4) 意思決定支援や身上保護を重視した運用

基本方針1. 市民が安心して、制度を円滑
に利用できる体制の整備

【施策2】 幅広い権利擁護支援における事業の展開

成年後見制度の利用促進だけでなく、幅広い権利擁護支援に関連する事業展開を検討していきます。

- (1) 権利擁護における自己選択や、共助の取組の推進
- (2) 日常生活自立支援事業の利用推進
- (3) 身寄りのいない人への支援

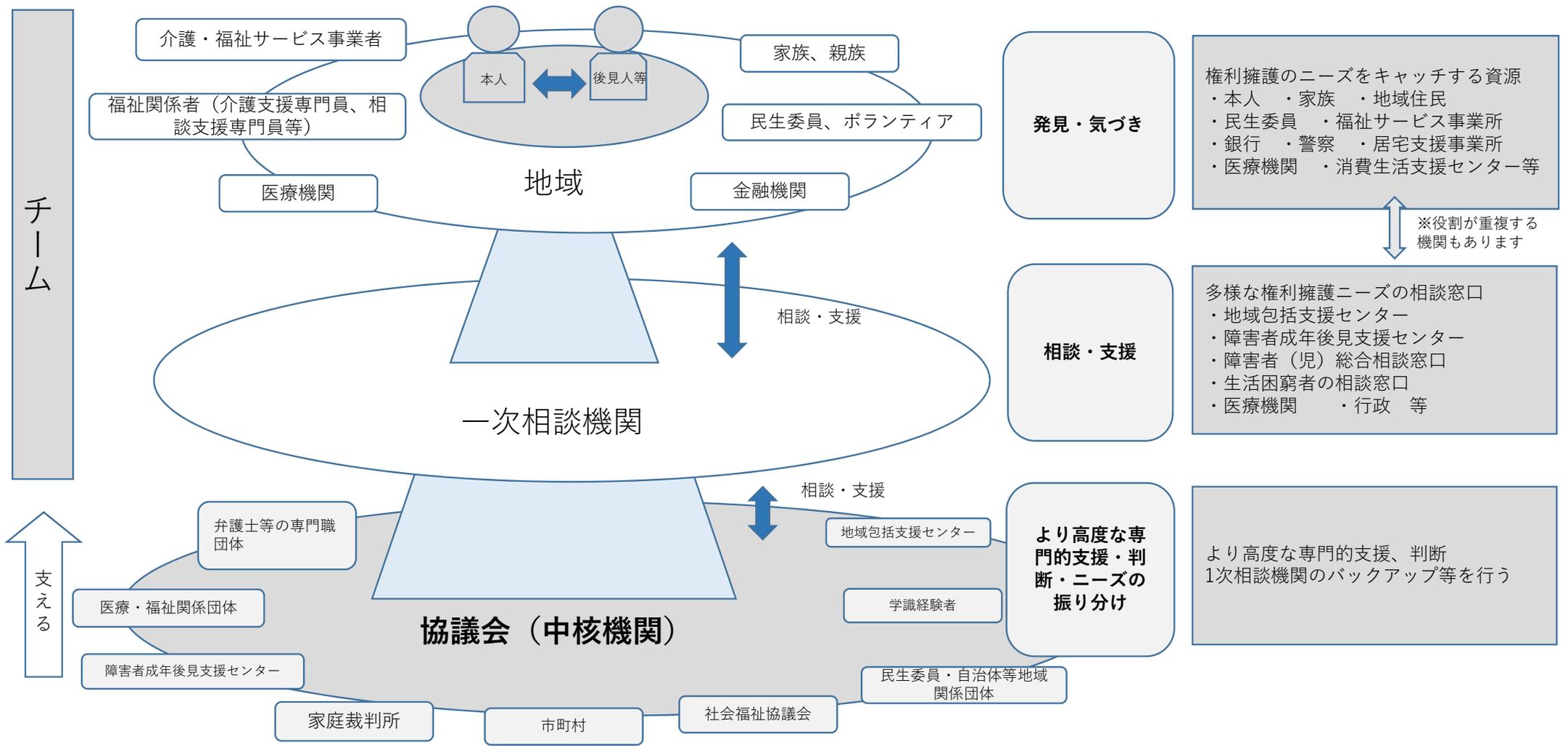
基本方針2. 権利擁護の包括的な相談支援体制と地域連携ネットワークの構築

【施策】 地域連携ネットワークの構築

本人や地域（支援者）に対して包括的な支援が行えるよう、地域と様々な専門性を持った職種が連携する仕組みづくりを行います。

- （1）支援が必要な人の早期発見と連携体制の整備
- （2）本人を取り巻く支援チームの支援体制の整備

船橋市における地域連携ネットワークのイメージ図



基本方針3. 中核機関の設置と環境整備

【施策1】 中核機関の設置・運営

成年後見制度の利用促進や権利擁護支援、地域連携ネットワークの中核を担う機関（中核機関）の設置を行います。

（1）権利擁護支援における中核となる機関の設置

- ①広報機能
 - ②相談機能
 - ③成年後見制度利用促進機能
 - ④後見人支援機能
- 4つの機能の段階的实施

基本方針3. 中核機関の設置と環境整備

【施策2】 権利擁護における人材育成と地域資源の整備
地域で権利擁護に携わる人材や法人後見の育成を検討します。

- (1) 権利擁護支援に携わる人材の育成
- (2) 法人後見の普及、育成、支援

今後の船橋市の権利擁護支援 について

- ・地域連携ネットワークの構築の実施、及び拡大の検討
- ・中核機関4つ機能の段階的实施(広報、相談、利用促進機能、後見人支援機能の充実)
- ・船橋市成年後見制度利用促進基本計画の進捗管理、評価、見直し



船橋市権利擁護支援等推進協議会

船橋市では令和3年度より、本計画の策定及び高齢者、障害者の権利擁護支援のため、「船橋市権利擁護支援等推進協議会」を設置しました。「船橋市権利擁護支援等推進協議会」は学識経験者や弁護士、司法書士をはじめとする専門職などにより構成されています。

令和3年度は主として「船橋市成年後見制度利用促進基本計画」の策定を行ってきましたが、計画始期となる令和4年度以降は当該協議会にて権利擁護支援の充実を図るため、施策の実施状況の確認や計画の評価・進捗管理を行っていきます。

ご視聴ありがとうございました